

弁済の協議を経ずに行った破産申立てが「不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき」に該当するとして、破産手続開始決定を取り消した事案

【文 献 種 別】 決定／仙台高等裁判所
【裁判年月日】 令和 2 年 10 月 13 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（ラ）第 135 号
【事 件 名】 破産手続開始決定に対する即時抗告事件
【裁 判 結 果】 原決定取消（特別上告棄却により確定）
【参 照 法 令】 破産法 30 条 1 項 2 号
【掲 載 誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25569567

弁護士 舘脇幸子

事実の概要**1 当事者**

相手方 Y は勤務医であり、抗告人 X は令和元年 9 月 26 日に Y と離婚した元妻である。

Y の破産申立時の手取収入は月収 65 万円、その他に年 2 回手取合計 80 万円の賞与が支給されていた。

**2 支払停止時における相手方の負担する
債務の状況**

Y は X と婚姻する以前に離婚しており、元々妻である A に対し、慰謝料として毎月 20 万円、養育費として毎月 15 万円を支払う旨の合意をし、毎月 35 万円を送金していた。

また、Y は X に対する財産分与として、X が居住中のマンションの所有権を X に移転したが、同マンションには住宅ローンの抵当権が設定されているため、財産分与後も Y が債務者として同ローンの支払（残債務約 3800 万円。毎月 6 万 8627 円及び 2 月と 8 月は 12 万 2696 円を増額）を継続することが離婚協議書によって合意された。

以上の A 及び X に対する債務のほかに、Y は、支払停止時において、勤務先からの借入金 194 万円（月額 6 万円）、第三者 B に対する不貞行為の慰謝料 50 万円、法律事務所に対する返済 22 万円（月額 4 万 4000 円）、カードローン 49 万 3398 円（月額 1 万円）、クレジットカード残高 23 万 5900 円の債務を負っていた。

3 抗告人の即時抗告の趣旨

Y は令和 2 年 2 月に支払を停止し、令和 2 年 7 月 27 日に原審によって破産手続開始決定が出さ

れた。しかし、X は、これを債務の免責を得るためのみにする破産申立てであって不当な目的でなされた不誠実な申立て（破産法 30 条 1 項 2 号）である等として即時抗告した。

決定の要旨

原決定を取り消し、相手方の破産手続開始の申立てを棄却する。

「1 要旨 当裁判所は、債務者（Y）の破産申立ては、財産分与したマンションの住宅ローン債務の支払を続ける約束をした抗告人（X）との離婚協議書に基づく義務を免れるため、意図的に住宅ローンの支払を停止して破産することにより債権者に抵当権を実行させ、これにより X に対して負うことになる住宅ローン支払義務の債務不履行による損害賠償債務を破産債権として、その債務の免責を得ようという不当な目的で破産手続開始の申立てがされたものと認められるから、破産法 30 条 1 項 2 号に該当し、申立てを棄却すべきであると判断する。」

「4 支払停止の必要性 Y は、令和 2 年 2 月に支払を停止しているが、その当時、……月額 48 万 5000 円の余裕資金があり、その他に年間 80 万円のボーナス収入があるから、債務返済に充てられる年間の余裕資金は少なくとも 660 万円あった。

一方で、日常経費の支払に充てられるクレジットカードの支払と法律事務所への一時的な支払、支払条件の調整が可能と考えられる不貞慰謝料や勤務先への債務返済を除けば、債務の支払は……

年間 632 万円である。

そうすると、Y は、令和 2 年 2 月に支払を停止した時点において、安定した収入を有する一方、元妻である A への慰謝料・養育費として月額 35 万円を支払うほか、不貞慰謝料 50 万円の支払義務などを負うなどしているものの、このような債務の支払について支払条件を調整するなどすれば、支払を停止するまでの必要はなかったと認められる。」

「5 不当な目的による申立てにあたるか否かについて 上記のとおり、Y が支払停止の時点で支払不能の状態にはなかったと思われるところ、A への債務は、養育費については収入の減少により減額の申入れをすることが可能であるし、慰謝料についても弁済方法について協議の申入れをすることが容易にできたはずであること、勤務先からの借入金や B に対する慰謝料支払債務も同様であって、一方で Y が医師として基本給 63 万円、固定時間外手当として 31 万 1000 円という安定した多額の収入を得ていたことからすると、弁済の方法に関する協議を行うことにより容易に破産を回避することができたはずである。それにもかかわらず、Y が支払を停止して破産の申立てをしたのは、債務を不当に免れるなどの不正な意図があったのではないかと考えられる。

以上によれば、Y は、X に財産分与したマンションに設定された抵当権を実行させ、これにより離婚の際に X との間で約束した住宅ローンの支払の負担を免れ、X に対する住宅ローンの支払義務の債務不履行による損害賠償債務を免責により免れるという不当な目的があったがゆえに、一般的継続的に債務の弁済をすることができないほどの状態ではなく、支払不能の状態になかったにもかかわらず、支払を停止して破産手続開始の申立てをしたものと認めざるを得ない。」

判例の解説

一 破産法 30 条 1 項 2 号の趣旨

破産法 30 条 1 項 2 号は、「不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。」を破産障害事由として明記し、破産手続開始の決定をすることができないと定める。

破産手続は、「債務者の財産等の適正かつ公平

な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的とする。」(破産法 1 条)と定めるところ、破産手続を専ら他の目的に利用したり、目的を逸脱、濫用したりするような場合に破産手続開始決定をすることは相当ではないためである。旧法下においても、解釈論として「破産申立てないし破産申立権の濫用」の理論(破産手続開始の申立てが権利濫用と認められる場合には、破産手続の利用を認めるべきではなく、それだけの理由で当該申立てを却下ないし棄却すべきという議論)が異論のない状況にあり、これを規定上明確にしたものと説明される¹⁾。

また、本号は、民事再生法 25 条 4 号及び会社更生法 41 条 1 項 4 号と基本的に同様な表現で同趣旨の条文であり²⁾、従前の両条文の解釈も参照される。

なお、破産法は本号の要件を欠く場合の裁判の形式について規定していないため、申立てを棄却すべきか、それとも却下すべきかという解釈問題があるが、立法担当者は棄却説を前提とし、実務も棄却説とされる³⁾

二 本号の具体例

上記のとおり、本号の趣旨については従前より異論のないところではあるが、その法的効果は、債務者が支払不能又は債務超過の状況下でもなお破産手続開始を認めないという極めて強力なものであるため、どのような場合に本号が適用されるかは、実務的に関心の高い問題である。

以下、本号の同様の規定である民事再生法 25 条 4 号及び会社更生法 41 条 1 項 4 号も含め、本号の具体例についての議論を概観する。

1 会社更生法 41 条 1 項 4 号 (旧法 38 条 7 号) における議論⁴⁾

①申立てが更生以外の目的でされた場合

②更生手続開始を欲せず、もっぱら更生手続開始の申立てに基づく効果(他の手続の中止や保全処分)を目的とする、いわゆる時間稼ぎを目的とする場合

2 民事再生法 25 条 4 号における議論及び裁判例⁵⁾

①債務者への嫌がらせや自らの債権回収を有利に進めるなどの目的で、手続取下げを交渉材料に利用する債権者申立て

②債務者が本心では再生手続開始を望まず、再

生手続開始の申立てに伴う保全命令や他の手続の中止命令を得て一時的に債権者からの追及をかわし、その間に資産隠しをする債務者申立て

③申立て後の手続を進める意思がなく一時しのぎの目的を達した後に申立ての取下げを企図するような債務者申立て

④債務者が再生手続開始の申立てを行った目的は、債権者らの強制執行等を止め、さらに連帯保証債務を否認することに目的があったと認定し、本件申立ては、連帯保証債務の取消しのみを目的とした申立てで、本来の目的から逸脱した濫用的な目的でなされたものとして同号に該当する（東京高決平 24・9・7 金判 1410 号 57 頁）⁶⁾

3 旧破産法下における議論及び裁判例⁷⁾

①債権名義をもたない債権者が債務者を威嚇して自己の債権を優先的に取り立てるためにする申立て

なお、サービサーの申立てに係る破産手続開始決定に対し、債務者が、債務名義を取ってから法的措置を講ずるべきであるのに、破産手続開始の申立てによったのは、権利濫用、公序良俗違反である等と主張した即時抗告を退けた裁判例（福岡高決平 23・3・16 判タ 1373 号 245 頁）がある。

②大多数の債権者による私的整理の進行中に、少数の債権者が嫌がらせのためにする申立て⁸⁾

③債務者が企業内部の紛争解決を目的としてする申立て

債権者申立ての事案ではあるが、被相続人の個人経営の店が法人成りした同族会社に対し、その相続人となった者が代表取締役となった相続人との遺産をめぐる紛争で優位に立つためにした破産手続開始の申立てについて、濫用と認めた裁判例として大阪地判平 4・6・8 判タ 798 号 266 頁がある。

④申立人（債権者）が裁判所の指定した数回の期日に連絡なく出頭しなかったり、自己破産の申立人（債務者）が申立て後所在不明となった場合の申立て

⑤債務者が免責を得るためにのみする申立て⁹⁾

もっとも、一般にこれだけでは濫用にあたらないと解されており、同趣旨の裁判例として大阪高決平 1・3・31 判タ 705 号 259 頁がある。

4 現行破産法における議論及び裁判例

①真に破産手続の開始を求める意思や、真に破産手続を進める意思がないのに、一時的に債権者

からの取立てを回避し、時間稼ぎを図ることなど、もっぱら他の目的をもって、破産手続開始の申立てをする場合¹⁰⁾

②破産による清算を目的とするのではなく、自己の債権回収のため、申立ての取下げを条件として有利に債務者と交渉することをもっぱらの目的で申立てを行う場合¹¹⁾

③個人破産事件で、直近に免責が不許可となった場合において、清算の必要性がないにもかかわらず、もっぱら免責を得る目的で再度の申立てを行う場合¹²⁾

この点、東京地方裁判所で免責不許可決定を受けた者が再度破産手続開始の申立てをしてきた場合に、申立権の濫用として破産手続開始の申立てが却下される例が多いように思われるとされる（破産・再生の実務〔第3版〕破産編 71 頁）。他方で、再度の破産手続開始の申立て及び免責許可の申立てによる免責を認めた事案として東京高決平 25・3・19 判タ 1390 号 354 頁がある。

④債務者が分割返済をしていくことが可能であるのに、全体債務額の 8 割を超える債務者の債務の履行を拒否し又は免れる目的から、親族である勤務先会社の代表者と意を通じ、自己の給料が従前より大幅に減額されたという外形をことさらに作り出して、破産手続開始の申立てに及んだ事案¹³⁾

三 本決定の検討

1 本事実の特徴

本事案では、Y が支払停止時に負う債務のうち、法 253 条 1 項 3・4 号により非免責債権となり得る A に対する養育費や慰謝料を除くと、住宅ローンないし財産分与時の合意の債務不履行に係る X に対する損害賠償債務は約 3800 万円、その余の債務が約 340 万円と、破産債権に占める X に対する債務の割合は実に 92% 近くと大部分を占める。そのため、Y が本件破産申立てを行った意図が X に対する債務の免責にあることが、客観的にも認定されやすい事案であったといえよう。

また、本決定は、Y の客観的な収支状況からは未だ支払不能の状態とはいえないにもかかわらず、上記免責の意図をもって、Y が意図的に支払停止状態を招来・作出したという事情もあわせて Y の「不当な目的」を認定しており、本事案は、上記二に列挙した事例のうち 4④の東京地裁の類

型に近いものと考えられる。

さらに、Yについて破産手続が開始されると、法 252 条の免責不許可決定がなされない限り、Xの上記請求権は破産債権として免責を免れないという関係にあり（同請求権を非免責債権とみることは困難と思われる。）、事案の解決として、この不都合性を回避するためには破産手続自体が取り消される必要があった。

2 「支払不能」の観点からの検討

本決定は、Yは、住宅ローン債務以外の債務について、弁済方法に関する協議をすることによって支払を継続することが可能であったから、「一般的継続的に債務の弁済をすることができないほどの状態ではなく、支払不能の状態になかった」とも指摘している。

破産手続開始原因である「支払不能」（法 15 条）とは、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」と定義される（法 2 条 11 項）。そして、「一般的かつ継続的に弁済ができない」とは、すなわち、債権者全体に対して履行ができない状態が、一時的ではなく継続的なものであることを要し、一時的に資金繰りが行き詰まったり、債務者が主観的に弁済不可能と判断して支払を中止しただけでは、支払不能とはならないとされる¹⁴⁾。

本事案において、裁判所の認定したYの年間余裕資金 660 万円は、勤務先への返済やBへの慰謝料、弁護士費用を加えたYの全ての約定返済額を賄うには形式的に不足することとなる¹⁵⁾。しかし、本決定が認定した、その不足額がごく一部に留まること、弁護士費用やBへの慰謝料等は一時的なものであること、Yが意図的に住宅ローンの支払を中止したという事情の下では、上記の定義に照らし、そもそも端的に破産原因たる「支払不能」要件を欠くという判断もあり得¹⁶⁾、また、規範的・評価的判断を伴う法 30 条 1 項 2 号に比べて容易であったようにも思われるが、敢えて同号を適用することで、Yの破産申立ての不当性・不誠実性が強調されることとなった。

3 方針選択の順序

また、本決定は、Yが住宅ローン以外の債務の弁済方法について協議を行うことなく、住宅ローンの支払を（意図的に）停止したことを、Yの「不当な目的」を認定する一事情として指摘する。

これを反対に解せば、仮に、Y（病気による減収を主張していた。）がAに対して養育費等の減額請求の協議や、その他の債務について任意整理、リスケジュール交渉等を行った結果、住宅ローンの約定返済が不可能となり支払停止に至った場合には、むしろ本決定とは正反対の結論になった可能性があるのではなかろうか。

その意味では、特に本事案のように顕著に債権者との利害が対立する事案においては、約定返済額から形式的かつ安易に支払不能と判断し、いわばファーストチョイスとして破産申立てを行うことなく、他の手段を検討した上で破産申立てを選択したという事情が、破産申立ての正当性・誠実性の担保となるとの含意とも受けとれる。

4 結語

本決定は、事例判断ではあるが、法 30 条 1 項 2 号の適用を正面から認めた事案として実務上参考になると思われるので紹介する次第である。

●——注

- 1) 一問一答 56 頁。条解破産法 248 頁以下。
- 2) 法改正の経過について条解破産法 247 頁以下参照。
- 3) 伊藤真『破産法・民事再生法』124 頁以下。
- 4) 条解会社更生法（上）352 頁、条解破産法 248 頁。
- 5) 条解民事再生法 121 頁、条解破産法 248 頁。
- 6) 条解破産法 251 頁。
- 7) 注解破産法（下）89 頁〔須藤英章〕、大コメ 111 頁、条解破産法 249 頁。
- 8) 理論と実務 110 頁〔永島正春〕は、大多数の債権者の賛同の下で適正な内容・手続による私的整理が進行中であるにもかかわらず、整理案による債務の一部免除に納得せず、全額弁済を求めて、申立ての審理外で執拗な交渉をするような場合に限定されるとする。
- 9) 以前の破産申立事件において免責申立てを懈怠した破産者による再度の破産申立事件における免責申立てを不適法とした事案として、仙台高決平 1・6・20 判タ 722 号 274 頁。
- 10) 中間試案補足説明 51 頁、大コメ 112 頁〔大寄麻代〕。
- 11) 新・裁判実務大系 (28) 116 頁〔中山孝雄〕。
- 12) 同上。
- 13) 東京地方裁判所の債務者申立ての棄却事案として紹介されている（破産・再生の実務〔第 3 版〕破産編 171 頁。条解破産法 251 頁）。
- 14) 条解 42 頁、大コメ 22 頁〔小川秀樹〕、伊藤真『破産法・民事再生法〔第 4 版〕』114 頁。
- 15) 同事実をもって、弁済期の到来した総債務の弁済について債務者の弁済能力が欠けるとして、「支払不能」との認定も可能であったと思われる。
- 16) 本事案におけるXの抗告理由としても示されている。